

市 川 市 立 鬼 高 小 学 校 P T A 会 則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は市川市立鬼高小学校 P T A と称する。
第 2 条 本会の事務局は市川市立鬼高小学校内に置く。
第 3 条 本会は児童の保護者とこの学校の教職員との緊密な協力によって民主主義教育の完遂を期し、児童の育成及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第 2 章 事 業

- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
1. 学校と家庭、及び社会に於ける児童の福祉を増進する。
 2. 児童の学業奨励と、就学出席の奨励を行なう。
 3. 児童の保健衛生、ならびに体育の奨励を行なう。
 4. 家庭と学校との関係を一層緊密にし、児童の訓育について、保護者と教員とが共に協力する。
 5. 校外教育の指導を助成する。
 6. 会員相互の民主的教養の向上を図るための成人教育を行なう。
 7. 学区内に於ける社会教育の振興を助ける。
 8. 学校の教育的環境の整備を図るため諸施設の充実に努力する。
 9. 会報の発行、その他教育資料、文献の寄集又は発行。
 10. 会員の研究、その他の援助。
 11. 児童の安全の確保のため諸対策を図る。
 12. その他本会の目的達成に必要な事業を行なう。

第 3 章 方 針

- 第 5 条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する。
第 6 条 本会は児童の福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。
第 7 条 本会は学校教育活動を助けるため、意見を具申し参考資料を提供する事がある。
第 8 条 本会は国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実に努力する。

第 4 章 会 員

- 第 9 条 本会の会員になることの出来る者は、学校に在籍する児童の父母又はこれに代わる人（以下保護者という）、学校に勤務する校長及び教職員（以下教員という）とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。
1. 本会は入会届・退会届の提出により、いつでも入退会することができる。
 2. 本会は児童の卒業や転校、教職員の勤務校の異動によって会員資格を失うものとする。

第 5 章 役員及び委員

- 第 10 条 本会は次の役員及び委員を置く。
1. (1) 役員 (2) 事業委員 (3) 鬼高小サポーター
 2. 役員及び委員は次の通りとする。
 - (1) ①会長一名 ②名誉会長一名 (学校長) ③副会長若干名 (内一名は教頭)
④書記三名 (内一名は教員) ⑤会計二名 ⑥会計監査二名
 - (2) 役員の選出は推薦委員会に於いて会員中より推薦され、総会の議決承認を得なければならない。
 - (3) 事業委員長は各事業委員会ごとの会員の互選により選出されこれにあたる。
 - (4) 鬼高小サポーターは全会員の中から選ばれる。
 - (5) 推薦委員は事業委員と鬼高小サポーターから選出された委員より構成し、委員長を互選する。
 - (6) 委員の任期は総会終了までとする。
 - (7) 役員数が規定に満たない場合は、現役員にてこれを遂行する。
- 第 11 条 役員及び委員の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し、会務と総財産を管理する。
 2. 名誉会長は学校の経営者として本会に参画する。
 3. 副会長は会長を補佐し、会長差支えの時はその代理を務める。
 4. 書記は会務の記録及び庶務を掌握する。
 5. 会計は会務の経理業務を担当する。
 6. 監査は会計を監査し、これを総会に報告する。
 7. 事業委員会の副委員長は、委員長差支えの時はその代理を務める。
 8. しらさぎ委員は各学級選出の委員長として学級 P T A を代表し、その会務を審議し諸行事に携わる。
 9. 事業委員、鬼高小サポーターは P T A 運営の支援にあたるとともに各々の事業活動に携わる。
- 第 12 条 本会に相談役を置くことが出来る。
相談役はしらさぎ委員会の承認を経て、会長が委嘱する。
相談役は会長の諮問に応じる。
- 第 13 条 役員の任期は二ヵ年とし再任を妨げない。
第 14 条 委員の任期は一ヵ年とし再任を妨げない。

第 6 章 会 議

- 第 1 5 条 通常総会は毎年四月に一回、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。招集の際は、会長が必要と認めた場合、書面にて総会を行うことができる。この場合の決議権の行使は原則として会員の書面（メール等を含む）により決し、書面の未提出及び白紙提出は賛成に含むものとする。また、会員の三分の一以上の者から会議の目的たる事項を示して会議開催の請求があった時は、会長はその会議を開かなければならない。
次の事は総会に付議しなければならない。
1. 会務報告 2. 会長・副会長・書記・会計及び監査の承認 3. 会則の変更 4. 予算決算の承認
5. その他しらさぎ委員の提出した議案
- 第 1 6 条 しらさぎ委員会及び各委員会は、必要に応じ開催される。
- 第 1 7 条 特別の定めあるもののほか会議は構成員の三分の一以上の出席で成立し、出席者の二分の一以上の賛成によりこれを決し、可否同数の時は議長が決する。
- 第 1 8 条 総会会議録は書記が記載し、会長が保管する。

第 7 章 会 計

- 第 1 9 条 本会の経費は、事業収入、並びに雑収入とする。
1. 会費は一家庭につき月 400 円(8 月を除く 11 か月)とし、引落手数料を含め、年一回一括口座引き落としとする。
2. 年度途中の入会については、入会月から計算し徴収する。
3. 年度途中の退会については、退会希望月の前月 15 日までに退会届を PTA 本部に提出する。
- 第 2 0 条 本会の毎年度の予算は通常総会の認定に付し、決算は、年度終了一ヶ月以内にその年度末財産目録と共に監査を経て、総会の承認を求めるものとする。
- 第 2 1 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 事業委員会

- 第 2 2 条 本会の目的達成のため、次の委員会を設ける。
1. 広報委員会
会報の発行に関する事項。その他広報に関する諸事業。
 2. ベルマーク委員会
ベルマーク収集に関する事項。これに関する事項。
 3. 環境委員会
事業収入に関する事項。環境対策に関する事項。
 4. わんぱく委員会
第二土曜日に校庭等開放時に関する事項。
その他これに関する事項。
 5. 家庭教育学級委員会
家庭教育学級開催に関する事項。これに関する事項
- 第 2 3 条 各委員長は会長の承認を得て所属委員会を招集し、会の運営並びに事業の執行にあたる。

第 9 章 慶弔及び表彰

- 第 2 4 条 PTA 会員（教職員を含む）、児童に対する慶弔及び表彰は次の規定により行う。

区 分	対 象	金 額	備 考
結 婚	教職員	5,000 円	
出 産	教職員	3,000 円	第一子に限る
退 職	教職員		記念品
見 舞	教職員 児童	3,000 円	教職員の不慮の事故。学校管理下の児童の事故で入院自宅療養が一ヶ月以上の場合。
死 亡	教職員 児童 児童の保護者	5,000 円	その他必要に応じて会長と学校側が協議決定し理事会に報告する。

前各条に定める以外の場合は、会長及び学校側と協議決定する。

第 10 章 付 則

- 第 2 5 条 本会則は総会で出席者の三分の二以上の賛成によって改正する事が出来る。
- 第 2 6 条 本会則は令和 3 年 4 月 2 8 日よりこれを施行する。

昭和 34 年 4 月 28 日	昭和 35 年 4 月 28 日一部改正	昭和 36 年 4 月 28 日一部改正
昭和 38 年 5 月 4 日一部改正	昭和 43 年 4 月 27 日一部改正	昭和 44 年 4 月 26 日一部改正
昭和 45 年 2 月 15 日一部改正	昭和 51 年 9 月 30 日一部改正	平成 6 年 2 月 10 日一部改正
平成 7 年 4 月 27 日一部改正	平成 9 年 4 月 24 日一部改正	平成 10 年 5 月 6 日一部改正
平成 12 年 4 月 27 日一部改正	平成 18 年 4 月 24 日一部改正	平成 19 年 4 月 23 日一部改正
平成 20 年 4 月 21 日一部改正	平成 22 年 4 月 19 日一部改正	平成 24 年 4 月 23 日一部改正
平成 25 年 4 月 22 日一部改正	令和 2 年 1 月 29 日一部改正	令和 3 年 4 月 2 8 日一部改正
令和 6 年 4 月 30 日一部改正		